

| | |
|------------------|---|
| Title | 「大日本教育會」の法典論(明治二十五年): 能勢榮、元良勇次郎意見書 |
| Sub Title | |
| Author | 手塚, 豊(Tezuka, Yutaka) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1948 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.21, No.6 (1948. 6) ,p.55- 68 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 資料 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19480601-0055 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔資料〕

「大日本教育會」の法典論（明治二十五年）

能勢榮、元良勇次郎 意見書

解 題

手 塚 豊

明治二十五年、舊民法をめぐる法典論争が最高潮に達した頃、大日本教育會が「淳風美俗」の立場からこの論争にふかい關心を示し、その結果として能勢榮、元良勇次郎兩會員の相異つた意見書が提出されたことは、嘗つて平野義太郎氏によつて指摘されて以來（「明治法學史に於ける一學派」法律時報五卷八號）明治民法史關係の諸論考、例へば星野通教授著「明治民法編纂史」及び「民法典論争史」、青山道夫教授著「法典争議と淳風美俗」（「日本家族制度の研究」所收）等に敘述され、著名な事件になつてゐる。しかし、この意見書が掲載されてゐる「明法誌叢」（明治二十五年九月號）が今日入手困難のためか、それらの論考はいづれも平野氏の紹介に準據されたものであり、直接原文にもとづいて論評されたものは、僅かに我妻榮教授が終戦後發表された「家族制度法律論の變遷」（「家の制度」に所收）があるにすぎない。星野教授の貴重な勞作「民法典論争資料集」上下二冊にも、この意見書は洩れてゐる。平

野氏及び我妻氏は、主要個所を原文のまゝ引用されてはゐるが、分量的に見れば少部分であり、殊に元良意見書に對しては、兩氏共に後述のごとくかなりデリケートな誤讀をされてをり、平野氏論文を引用する他の學者においても、そのまゝ踏襲されてゐるのは寔に惜しい。ここに私が兩意見書の全文を覆刻、紹介するのは、明治法典爭議の異色ある資料を、もつとも正確に傳へるために他ならない。

明治二十年代の世論を沸かせた法典爭議が單に歴史法學對自然法學の學說的抗争であつたばかりでなく、保守主義對進歩主義、半封建的舊慣尊重主義對自由民權主義の對立といふ政治的イデオロギの相刻であり、加ふるに當事者間の感情的對立をすら混へた複雑な論争であつたことは、夙に學者の指摘するところである。(例へば星野教授「民法典論争史」(參照)而して、この論争の最大の焦點とも見るべきは、「人事編民法を延期せしむ」といふ當時の流行語が端的に示すごとく、舊民法人事編をめぐる論議であつた。延期論者は、人事編が「數千年來ノ習俗ヲ排シ……固有ノ倫理ヲ蹂躪スル」ものであると斷じ、そこに反撥の鋒先を集中したのである。穂積八束博士の論題「民法出でて忠孝亡ぶ」は、かゝる見解の集約的表現であらう。また、かゝる主張こそ舊慣を墨守せんとする朝野の保守的學者、政治家の心理を強く刺戟し、彼等をしてひたむきに延期論にかりたてた原因であつたと見ることが出来る。明治十六年、東京教育學會が改組し、全國的規模を持つ教育者團體として發足した大日本教育會が、この論争に積極的關心を示したのも、蓋し問題が「淳風美俗論」に觸れた爲であつた。同會が、法典問題を探りあげたのは、明治二十五年六月、あたかも舊民法延期案が貴衆兩院を通過し、延期派に凱歌があがつたかに見えたが、政府は上奏を躊躇し、一部には延期案を握りつぶして法典を斷行すべしとの意見も傳へられ、法典爭議の行方はいまだ混沌たる頃であつた。(延期案の上奏裁可は十一月二十日)「法治協會雜誌」第十一號(明治二十五年七月三日)は、この事情を次のやう

に報じてゐる。

倫理と法典。附會にせよ牽強にせよ誣妄にせよ欺罔にせよ得々として（蓋し内心は素破抜ぬが花ならむ）公言したる新法典延期理由のかすく其の道くの人々は義理にも一應は査覈討究せざる可らず去ればにや大日本教育會評議員杉浦重剛氏は同理由中の第一倫常を紊るとの一項を議するの案を同會に提出せしに一人の反對者なく直に調査委員を設くるに決し其撰定を會長（手塚註、辻新次）の指名に任したるを以て同會長は去月廿七日、西村正三郎、高嶺秀夫、島田重禮、能勢榮、山田行元、國府寺新作、菊地熊太郎、元良勇次郎、杉浦重剛の九氏に委囑したりと、我輩請ふ刮目して其結果を見む

法治協會は前年三月に、佛法系の明治法律學校關係者を中心に組織された法典實施促進團體であつたので、所謂「淳風美俗論」に對しては反情的であり、従つてこの一文にも多分に揶揄的なものを感じさせる。

次にこの「新法典倫理關係取調委員會」の次第を「大日本教育會雜誌」明治二十五年八月及び九月號によつて摘記しよう。

七月一日、第一回委員會

出席委員 西村、山田、國府寺、島田、元良、杉浦

延期、斷行兩派關係の印刷物を閱讀すべき旨決定。

七月十六日、第二回委員會

出席委員 西村、能勢、島田、元良、杉浦

議論二派に別れ決せざりしを以て結局二派各意見を草して更に討議を盡さんと決し、其起草者には紙觸論を能勢

榮君、非牴觸論を元良勇次郎君擔當と決定。

七月二十九日 第三回委員會

出席委員 能勢、山田、國府寺、島田、元良、杉浦

能勢榮君、元良勇次郎君の起草にかゝる兩案に就き審議を遂げられたるが、遂に大體に於て能勢君の案に同意を表するもの三人、元良君の案に同意を表するもの一人、然れども……尙一應兩案を熟讀して、各自に加除修正を施し、再び討議せんとのことに評決し散會。

九月十三日 第四回委員會

出席委員 西村、能勢、國府寺、菊地、島田、杉浦

前會に於て提呈されたる能勢、元良二氏の意見書に付き孰れを採るべきやを評議に附したるが、遂に能勢氏の牴觸論に賛成するもの多數となり、依て同案に多少の修正を加へて之を委員會の意見と定め、茲に取調を終結して報告することゝなれり。最も元良氏の非牴觸意見も賛成者あるを以て同時に之を報告する都合なる由。

かくて翌十月の評議員會において、調査委員の「牴觸説」が可決されたのであるが、(「大日本教育會年表」(参照)前掲雜誌の十月號を見る機會を有しない私は、その評議會の模様も、また「能勢説に多少の修正を加へた」と云ふ確定意見書の内容も、遺憾ながら知り得ない。けれども、元良、能勢兩意見書だけは、前掲雜誌九月號及び明法會の機關誌「明法誌叢」第七號に掲載されてゐる。平野、我妻兩氏が典據とされたのはその後者であり、私の紹介も、またこれにもとづく。

因みに、元良勇次郎は云ふまでもなく當時の東京帝國大學に心理學を講ずる教授であり、能勢榮は米國パシフィック

ク大學出身、長野、福島師範學校長、文部書記官、東京高等女學校校長等を歴任、當時ヘルバルト派の道德主義を鼓吹する在野教育學者であつた。

次に、兩意見書の内容を若干検討してみたい。能勢説は、全般的に云へば舊民法反對論であるが、個々の點では必ずしも延期論者の「倫常攪亂論」に賛成してゐない。延期派の法律學者が鋭く攻撃した準正（人事編一〇三條）及び母の親權（同一四九條）等も、彼に従へば「我國舊來の慣例に違背するものに非ず」としてゐる。たゞ、それらを「法律に規定」することは「本邦親族間の美風を放擲」するものと杞憂する。彼は、わが國が「法治國」ではなく「道德を以て治國の要具と爲す」ことを理想とした。故に民法のごときは「大綱を掲げた簡略」なものを豫想したにすぎない。平野氏が「教刑一致の未分化的封建主義」（前掲論文一二頁）と評された所以は、そこにある。しかし、「從來の家族制度を永く維持せんとするは、封建時代の遺物を代議政體の今日に保存せんとする」「時世を知らざるもの論」と云ふごとく、彼が封建的家族制度維持論を、あながち固執してゐないことは注意すべきであらう。

次に元良説を見るに、まづ冒頭に「倫常に反する」として論難された事項を九項目に別け、その各々に延期論、斷行論を相對立させてゐる。即ち「答辯」とあるのは斷行論者の所説であり、元良自身の説ではない。平野氏は、これを元良自らの「答辯」と誤讀されたものらしい。従つて「元良博士……は延期論者の淳風美俗論を、いちいち、論駁していふ」（前掲論文一二頁）とされて、この「答辯」を相當詳しく紹介された。我妻教授の元良説の紹介は、比較的簡單であるが、これまた同様の誤讀にもとづくことは明らかである。（前掲書一八二頁）元良博士が参照した「延期論」並びに「答辯」は、その文章の構成から推測するに、法學士會の「法典實施延期意見參考書」と、それに對する法治協會の「辯妄書」を拔萃、潤色したものらしい。殊に「答辯」の部分は「辯妄書」そのまゝの文章が目立つ。

平野氏論文を引用された青山教授は、この「答辯」を元良説として紹介されつゝ、しかも注意深く「その見解（手塚註、前掲辯妄書）が……元良勇次郎博士の見解と極めて似てゐる」「偶然の一致か或は何等かの連絡があるか。しかし偶然の一致とは殆ど考へられぬのであつて、只その關係を今こゝに審にし得ないことは遺憾である」（前掲書一頁）と云はれてゐるが、この疑問はおのづから氷解するであらう。要するに元良博士自身の意見は、「結論」の部分のみであり、全意見書の僅か四分の一位にすぎない。「教育、社會及び倫理の問題」として、彼が批判の對象に選んだのは全九項目中、六、七、八の三項であつた。彼に従へば、それらは「社會學上及び倫理學上未定の問題」であり、延期派の見解、斷行派の「答辯」いづれにも左袒しない。要するに、人事編の「法文のために道義日本の地を拂ふが如き」は「有る可からざる」「獨斷的確定」であると云ふのが、その結論である。

いま、能勢、元良兩説の異同を見るに、相異つた理由からではあるが、いづれも延期派の「倫常攪亂論」を否定してゐる。實際、延期派の所説は、青山教授が詳しく考證されたごとく、「觀念的封建道德」の「大言壯語」（前掲書二九頁）にすぎず、彼等がそれに追隨しなかつたのは、寔に賢明であつたと云つていゝ。この意味では、能勢説も所謂「抵觸論」ではなかつたのである。けれども、教育者を以て任ずる彼等が、淳風美俗の實質、家族制度倫理の本體を究明してゐないのは、甚だもの足りない。我妻教授も「當時の教育者自身もこの點に關し確たる意見を有しなかつたものであらうか」（前掲書一八三頁）と云はれてゐる。

次に兩説の重要な相異點は、舊民法實施の可否に關して、能勢説が積極的な法典忌避論を展開するに反し、元良説が全くそれを批判の埒外に置き、言明を與へないことである。杉浦、菊地（日本俱樂部同人）、國府寺（乾坤社員）、島田等の保守思想家が多い調査委員會が元良説を斥け、能勢説を「多少修正を加へ」て採用した理由は、そこにあつ

たものと思はれる。彼等に取つては、謙讓な批判論よりも、果敢な道德優越論の方が、共鳴されやすかつたであらう。と同時に、このことは大日本教育會そのもの主たる性格を物語つてゐる。もつとも前述のごとく「修正」の内容は明らかでないが、親族關係を法律に規定すべからずと云ふ基本的立場は變らなかつたであらう。

けれども、明治二十五年、我が國がやうやく近代國家への途を進みつゝある頃、「法治國家」を否定し、「道德治國家」を提唱するがごときは、反動思想に立つ法典否認論の特異な類型を呈示するにとどまり、法典編纂に對しては何等の影響をも、もたらし得なかつたと云はねばならぬ。

附記 大日本教育會雜誌は東大明治新聞雜誌文庫所藏書を利用した。同文庫西田長壽氏の御好意を謝す。

法典と倫理との關係

能 勢 榮

謹て新法典を閱し、其の倫理と關係する點を按するに、或論者の謂へる如く、其の全編歐洲の制に據り、其の國情習俗の同じからざるものを生生活刺して、裁を取る所なきものとも見えず。其の人事編の如きも祖先の家制を排却し、極端なる個人本位の法制を設け、數千年來の國俗を擲て顧みざるものとも見えず、さりとして新法典は極めて倫常を重んじ、我が國特種の涵養發達を成せる國習俗に一一適應せしめたる者とも見るを得ざるなり。

今其の二三を擧ぐれば、人事編第二十六條の定むる所の直系の親屬は相互に養料を給する義務を負擔すと云ふ事を推論するときは、家を去りたる父又母にも養料を給する義務を生ずるなり。此の事は從來の慣例に據れば、或る場合に於ては養料を給することあり、或る場合に於ては給せざることあり、之を給するは給すへき必要あるなり、之を給

せざるは給すへからざる事情あるなり。豫め之を規定せざるか爲に臨機應變其の宜しきを得て、親子間の紛争を避け、比較的に圓滑の生存を全うするを得たるなり。又人事編第百三條庶子は父母の婚姻に因りて嫡出子と爲すことの如きも、我が國の慣例に據れば、或は妾腹の子、或は公然婚姻を爲さずして生める子を嫡子と爲すことなりと雖、之を正式の婚姻を爲したる本妻の生める子に比すれば、良心の制裁と社會の制裁とに對して恥つるところなきにあらざるなり。然るに今之を法律に規定して公然之を認許するときは、蓄妾私通を不徳とせず、庶子、私生子を恥辱とせざるに至るも知るへからざるなり。

又人事編第百四十九條親權は父之を行ふ、父死亡し、又は親權を行ふ能はざるときは母之を行ふとの如きは、我國農工商家即庶民の家に行はれたる舊慣に據りたるもの、如し、母の存否に拘らず、必後見人を撰定し、母の權を親權と認めざりしは華族若くは士族の間に行はれたる例外たりしもの、如し。從來寡婦が家政を專にし不慈不義の行跡ありし事實は時としてなきにあらずと雖、全體寡婦か其の子を教導し、財産を管理し以て其子の成長を待つは最望むべきことにして、我國女子教育の漸次進歩するに従ひ、普通の能力を有する女子漸次増多し財産の管理と、子女の教導とを寡婦に委託するも之か危険を憂ふること少きに至らんか、彼の父權と云ひ、親權と云ふが如き名稱を争ひ、從來の家族制度を永く維持せんとするは、封建時代の遺物を代議政體の今日に保存せんとするものにして時世を知らざるもの、論と云はざるを得ざるなり。

以上掲ぐるところの條項は我國舊來の慣例に違背するものに非すと雖、從來是等の事柄に就きては一定の法律なきか爲に吾人は互に平生守るところの道徳心に訴へ、社會の制裁に依りて事を處し、大ひに不便を感じざりしなり。然るに今之を法律に規定し、漸く爲すへしと命令するときは、民衆は偏へに法文を楯とし、親子兄弟夫婦法廷に相争ふ

者を生し、親族間の道徳は漸く廢頽し、切角從來維持したる本邦親族間の美風を放擲するに至らんか、是頗憂ふべきことなり。

財産取得編第三百六十七條の夫婦間の贈與は婚姻繼續中何時にても、之を廢罷することを得へしとの事、及び債權擔保編第二百十六條の婦は夫の不動産に關し、法律上に抵當を有すとの事等も、以上述ふるところと同一の理を以て推論することを得へし。

結論 民法の如きは彼の歐洲に於けるか如き、法律を以て治國の要道と爲す諸國に於ては實に一日も缺くへからざるものにして、國民皆之に據りて日常の行爲を規制す、然れども一方に宗教の制裁ありて、社會の德義を維持するか故に、法律を以て惡事を爲す限界と爲すか如きもの未甚多からざるなり。東洋諸國殊に我國は道徳を以て治國の要具と爲すものにして、法治國には非るなり。而して國民一般宗教に淡泊なるを以て道徳の外に國民の行爲を規制するものなきなり、是畏くも教育に關する勅語を下し給ひたる、所以なるか、然るに今歐洲の制に倣ひ民法を以て國民の行爲を規制するときは、人人之を以て日常行爲の標準と爲し、親子相訴へ夫婦法廷に争ひ、固有の良美俗風一朝蕩盡するに至るも知るへからず、吾人は到頭徹尾勅語の趣旨を奉戴し道徳を以て日常行爲の標準と爲し、以て幸福を享受し、安全の生活を營まんことを希ふものなり。我が國を以て法治國と爲し、身心の安全を法律の保護に一任するか如きことを欲せざるなり。

若然らば民法の實施は我が國の必要なきか、否、然らず、我が國の文物日進月歩するに従ひ、社會人事漸次複雑を加へ、單に道徳のみに據ること能はざる場合も漸次増加すへければ、早晚人民相互の關係を規定し、其の爭論を未萌に防ぎ、或は其の爭論の是非を判定するもの即民法の必要あるべきなり。然れども目下我國民衆の需用に應ずべきも

のは、新法典の如き細密なるものにあらずして、唯其の大綱を掲げたる簡略のものにして、道徳の範圍に影響を及ぼし、固有の良風俗を壊ることなくして、惡事を未萌に防ぎ、是非を判定するの要具たるものならざるへからず、法典は國家百世の大事なり、輕忽に之を實施すべきものにあらざるなり。

新法典と倫理との關係に付き調査報告

元 良 勇 次 郎

第一、(延期論) 帝國憲法は國家主義に基きたるに拘はらず民法は個人主義なり

(答辯) 歴史上の順序を云へは人ありて後家あり家集りて部落里邑をなし遂に邦國の大團體をなすと雖も己に國家ある以上は何れの所にありても純然たる個人本位の行はるゝ理あらんや、然りと雖とも私法に於ては國家の制度公法の機宜に牴觸せざる限りは主として吾人各個の利害得喪を考覈し之を習慣條理に照らして規定するも妨げなし、否、是れ私法に於ける當然の目的なり何ぞ之を個人主義と斷言するを得るや

第二、(延期論) 民法は習慣例の啓發せるものなり、然るに新法典は耶蘇教國の風俗を其儘本邦に移さんとす故に之を實施するは非なり

(答辯) 新法典は耶蘇教國の風俗を其儘用ひたるにあらず本邦の習慣に依るなり、故に此に符合するに非れば一つも西洋の法を採用したることなし

(連同) 民法は習慣に依る可きことは共に一致する所なり、新法典は日本の風俗に基つくや耶蘇教國の風俗に基つくやの事實に就て論者意見を異にするなり

第三、(延期論) 新法典は財産に關する規定を主とし人事に關する規定をして之に適合せしめんと企たるか故に終に個人本位の人事編を布かざるを得ざるの止むを得ざるに至れり

(實施論) 「我民法中に於て若し其細則の瑕疵を舍いて唯其大體に就いて論せば人事編を以て其尤も宜しきを得たるものとす可し」

第四、(延期論) 我國は祖先崇邁の國なり、故に家長の權は尊嚴にして動かす可からず耶蘇教國の個人本位は本邦の習俗に反す、故に倫常を壞亂す

(答辯) 人事編及び財産取得編第十三章以下(相續、贈遺及夫婦財産契約)は専ら本邦の習慣に依る又人事編第七章(養子縁組)及び第十三章財産取得編第十三章第一節(家督相續)は個人主義に非ざるを證するに足る

(違同) 個人主義の取るへからざるは共に一致する所なり、新法典は個人本位に依るや然らざるやの點に就て延期論者は新法典は個人主義なりと云ひ實施論者は然らずと云ふ

第五、(延期論) 新法典の家は耶蘇教國個人的の家に於て本邦舊來のて法人と視做すへき家に非ず、例へは父死する時は母をして後見人たるの權理を有せしむ、是れ家を重し此を一法人とするの家制に適せず

(答辯) 父死する特別に後見人を撰定するは十分以上の風俗に止り中等以下にありては後見人を撰むことなし、假令之れあるも名義のみにして其實は母あれば母自ら後見人の實務を取るは本邦の習慣なり

(違同) 本邦舊來家制を重んずるは其一致する所なり

(延期論者) は新法典は舊家制に違ふと云ひ(實施論者)は違はずと云ふ

第六、(延期論) 父權を親權と稱するは不可なり、若し假令母之を行ふも是れ母權に非ず母か父に代りて母權(手

養註、父權か)を行ふなり

(答辯) 親權は人倫に基く父母の權なり假令母權を認めたりとて家制を重するの風俗と相容れざるの理なし

第七、(延期論) 民法は親屬と姻屬とを區別し「親屬は血統の相聯絡する者の關係を云ふ」(人事編第十九條)故に家を去りたる後と雖も親子互に養料の義務を有す是家族中不和を生するの原因となる。從來制度の慣例或は人情の忍ふ可からざる所あるか如しと雖も一家の齊理上家を去りたるものは假令ひ親子たりとも法律上無關係となしたるなり

(答辯) 親子の關係の如きは離別勸當等に拘はらず依然之を認めたるは本邦古來の習慣なり又假令家制を重んずるも子か其生母の依るなきを見て應分の養料を給せんとす是れか爲め家族の不和を惹き起すことのある可きや未だ人情左迄腐廢せざるなり人情を忍んで一家を齊理する何の益か之あらん

(差違) 一は人情を重し一つは家制を重んず是れ異議の生する所以なり

第八、(延期論) 養料の義務(人事編第二十六及び第二十七條)を規定したるか如きは人を怠惰に陥らしむるのみならず親子兄弟互に法廷に相争ふの風俗を生するに於ては本邦の美風地を拂ふに至る

(答辯) 道義を以て近親相助くるは大東の美風なり故に其美風を維持する教育制度に專屬せしむるなり唯養料の義務を規定したるは世の昧者不義者のためなり故に是れか爲め別に弊害を生するの恐れあらざるなり

(差違) 法律か人心に及ぼす影響に就て見込みを異にするなり

第九、(延期論) 庶子は父母の婚姻によりて當然嫡出子たるを得る(人事編第一百三條)の規定は羅馬法に基きたる個人主義にして羅馬に於ては其必要ありたると雖も家督相續を重んずる本邦に適せざるなり

(答辯) 庶子とは妾腹の子を指すに非ず正式の婚姻に原つかずして生める子は汎く之を庶子と稱するものとす故に若し父母が公然婚姻をなさずして生めるの故を以て同胞前出の子は如何にするも嫡出子と爲すこと能はずとするは是に是れ不條理なるのみならず全く舊慣に違ふものとす

結論 教育上及び一般社會上より之を考ふるに前述する所に由れば第一及び第三論點の如きは純然たる法律問題なり、是れ本論の範圍外なりと云ふ可し第二第四第五及び第九の如きは兩者主義と同ふしたるか如しと雖とも一つは新法典は本邦の習慣に戻ること主張し一つは是れ皆本邦の習慣に基きて規定したることを主張す、是れ事實問題なり、第六は父母の權利に關係するものにして自然男女の權利に關係する問題なり、第七は人情と家制と何れを重しとするやの問題なり、第八は近親互に養料を給するの利害に關するなり以上三個の問題は教育、社會、及び倫理、に關する問題なり

之を要するに延期論者は古來の習慣と日本の美風を稱賛して止む所を知らざるか如し、故に父尊母卑を主とし、家制を重して人情を輕んす、又親屬互に養料を請求するため古來の人倫を捨て近親互に法廷に争ふに至るを恐る、實施論者は元より答辯の地位に居るものにして其答辯悉く當を得たるや否やは吾人の明言し能はざる所なり

愚考する所によれば延期論者が新法典は倫常を壞亂するとなすの理由とする所は皆社會學上及び倫理學上未定の問題なり、然るに延期論者に風俗慣例のみを重んじ其改良す可き者と然らざるものとの區別をなさず獨斷的に父尊母卑を標準とし、人情忍び難き迄も家制を重んじ、又民法中味者不義者のために設けたる二三ヶ條の爲めに人倫を重んずるの美風日本の地を拂ふに至ることを斷言せり、是れ人倫の眞の性質を知らざるもの如し、人倫は斯く容易に動かさるゝものに非るなり吾人元より修正論及び實施論を是非するに非ず、或は修正して此新法典に比して尙ほ善良なる

法典を得能ふや否やは知らず、然りと雖とも唯新法典は忠孝の道に戻るとの斷言の非なるを認むるものなり、蓋し日本^の徳義今日振はずと雖も未だ最下等の倫理標準たる二三の法文の爲めに人民は倫理的感^情を失ひ徳義日本の地を拂ふか如きことあらざるは人情の性質に於て有る可からざることなり故に新法典は倫常を壞亂すとは獨斷的確定に過ぎざるなり